



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

## Press Release

令和3年3月31日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(令和3年2月分)について

令和3年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、  
別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めて  
まいります。

# 事務処理誤り等（令和3年2月分）について

別添

## I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

## II 状 況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

### 1 令和3年2月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが43件、令和元年度が15件、平成30年度が3件、平成29年度が7件、平成28年度が4件、平成27年度以前が46件、合計118件(市区町村において発生した15件、委託業者等が発生させた14件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な98件について、一覧で事象をお示ししています。

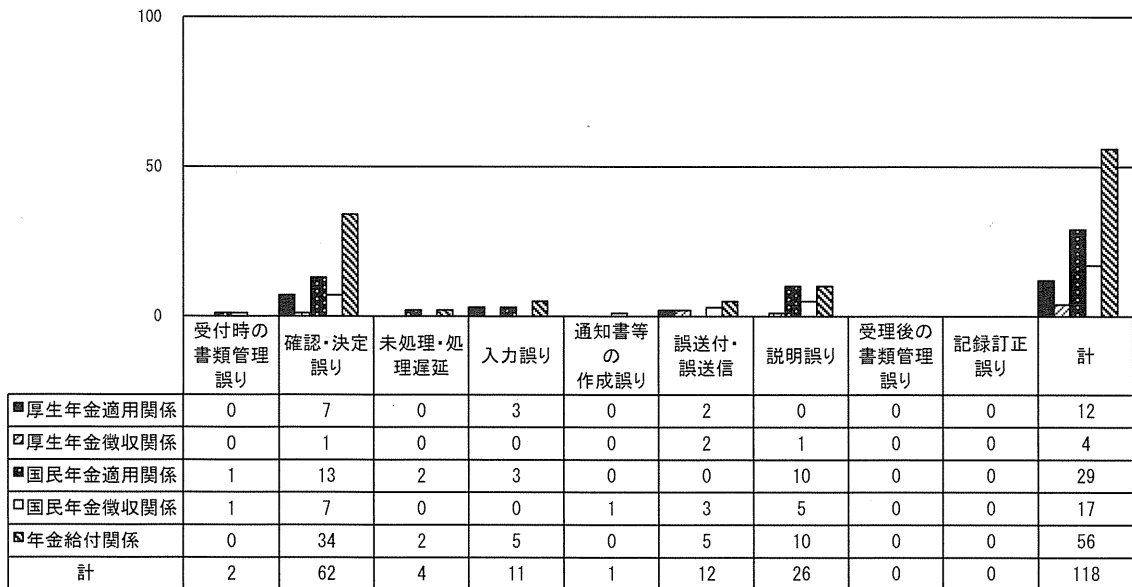
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

| 発生年度 | 20年度以前 | 21年度 |      | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度  | 合計      |
|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|--------|---------|
| 件数   | 33(1)  | 1    | 0    | 2(1) | 0    | 3    | 2(2) | 2(1) | 3(2) | 4(1) | 7(1) | 3(1) | 15(8) | 43(11) | 118(29) |
| 割合   | 28.0%  | 0.8% | 0.0% | 1.7% | 0.0% | 2.5% | 1.7% | 1.7% | 2.5% | 3.4% | 6.0% | 2.5% | 12.7% | 36.5%  | 100.0%  |

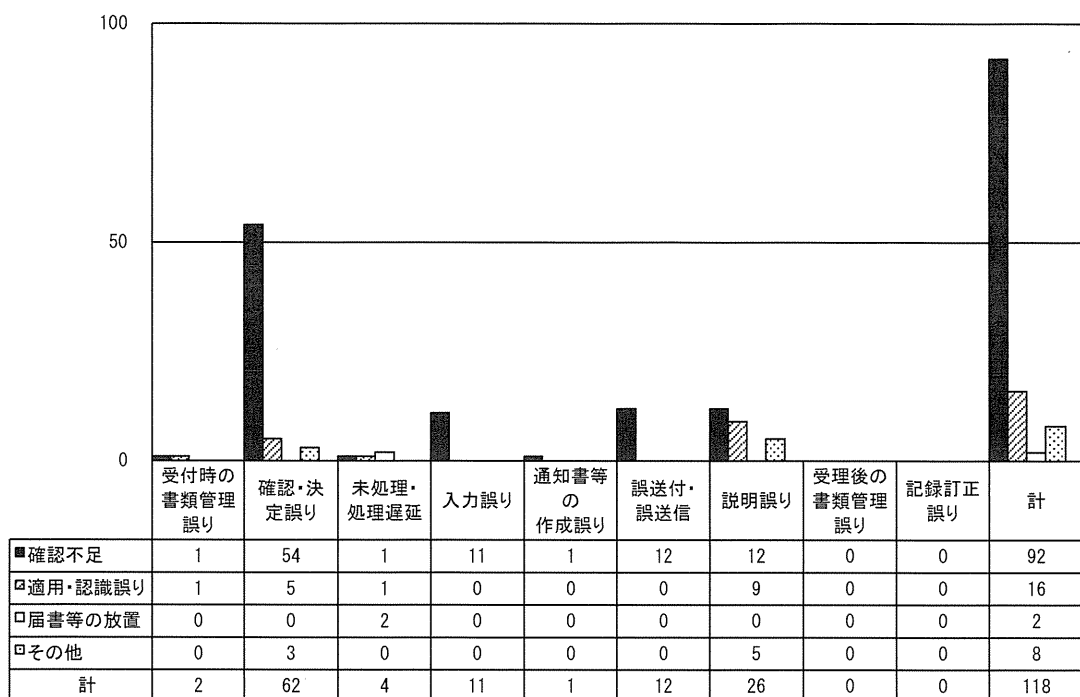
社会保険庁  
時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

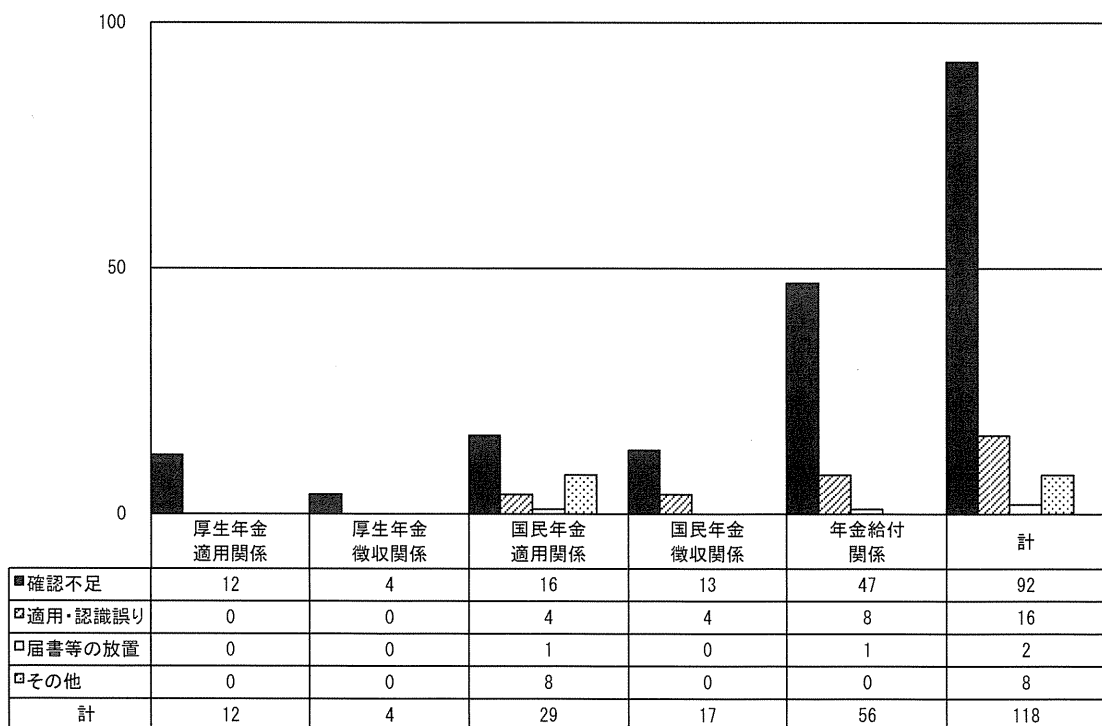
### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



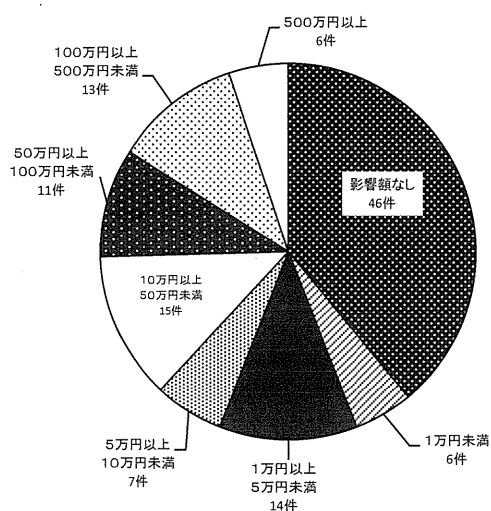
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

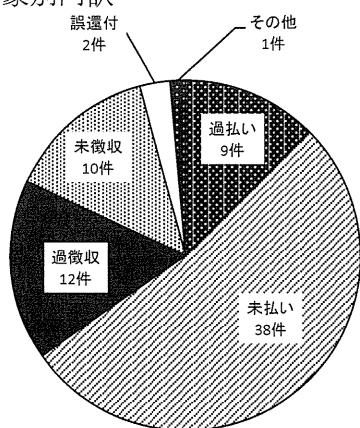


## 5 影響額別内訳



| 影響額                | 厚生年金<br>適用関係 | 厚生年金<br>徴収関係 | 国民年金<br>適用関係 | 国民年金<br>徴収関係 | 年金給付<br>関係 | 計   |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|-----|
| 影響額なし              | 8            | 2            | 16           | 9            | 11         | 46  |
| 1万円未満              | 0            | 0            | 1            | 1            | 4          | 6   |
| 1万円以上<br>5万円未満     | 0            | 0            | 5            | 2            | 7          | 14  |
| 5万円以上<br>10万円未満    | 0            | 0            | 1            | 0            | 6          | 7   |
| 10万円以上<br>50万円未満   | 1            | 1            | 4            | 4            | 5          | 15  |
| 50万円以上<br>100万円未満  | 2            | 1            | 0            | 0            | 8          | 11  |
| 100万円以上<br>500万円未満 | 0            | 0            | 2            | 1            | 10         | 13  |
| 500万円以上            | 1            | 0            | 0            | 0            | 5          | 6   |
| 計                  | 12           | 4            | 29           | 17           | 56         | 118 |

## 6 事象別内訳



| 事象  | 件数  | 合計金額 (円)   | 平均金額 (円)  |
|-----|-----|------------|-----------|
| 過払い | 9件  | 2,859,673  | 317,741   |
| 未払い | 38件 | 65,296,743 | 1,718,335 |
| 過徴収 | 12件 | 15,247,702 | 1,270,641 |
| 未徴収 | 10件 | 2,672,550  | 267,255   |
| 誤還付 | 2件  | 149,660    | 74,830    |
| その他 | 1件  | 487,828    | 487,828   |
| 計   | 72件 | 86,714,156 | 1,204,363 |

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

|         |    |          |
|---------|----|----------|
| 未払いと過徴収 | 1件 | 487,828円 |
|---------|----|----------|

## 7 判明契機別内訳

| 判明契機 | 件数   | 割合     |
|------|------|--------|
| 内部   | 73件  | 61.9%  |
| 外部   | 45件  | 38.1%  |
| 計    | 118件 | 100.0% |

## 8 システム事故等

| 発生年月日     | 件 名                   | 影響範囲   | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|-----------|-----------------------|--------|------|----------------|
| 2020年7月1日 | 国民年金保険料継続免除処理に係る引継ぎ漏れ | 3,808名 | なし   | 0円             |

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。  
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。  
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

| 項番 | 事象                                              | お客様への影響<br>(未・過払いの別) | 令和3年3月分 |         | (参考)平成30年4月からの累計 |         |
|----|-------------------------------------------------|----------------------|---------|---------|------------------|---------|
|    |                                                 |                      | 対応件数    | 影響金額    | 対応件数             | 影響金額    |
| 1  | 振替加算の支給漏れ                                       | 未払い                  | 0件      | 0円      | 105,509件         | 607.5億円 |
| 2  | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ                          | 未払い                  | 10件     | 1,761万円 | 4,916件           | 13.0億円  |
| 3  | 旧船員保険法の戦時加算の加算誤り                                | 未払い                  | 4件      | 1,119万円 | 1,667件           | 13.9億円  |
| 4  | 旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り                         | 過払い                  | 1件      | 99万円    | 338件             | 6,793万円 |
| 6  | 旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り                         | 過払い                  | 4件      | 14万円    | 126件             | 1,477万円 |
| 9  | 昭和64年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り          | 未払い                  | 0件      | 0円      | 13件              | 5,111万円 |
| 10 | オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り                        | 未払い                  | 2件      | 7万円     | 592件             | 1.0億円   |
| 11 | 配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り                          | 過払い                  | 0件      | 0円      | 9件               | 188万円   |
| 12 | 国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り                           | 未払い                  | 3件      | 150万円   | 301件             | 4,688万円 |
| 13 | 旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り                            | 未払い                  | 0件      | 0円      | 28件              | 4,025万円 |
| 14 | 複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り           | 未払い                  | 0件      | 0円      | 10件              | 105万円   |
| 17 | 旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り         | 未払い                  | 3件      | 44万円    | 1,645件           | 1.2億円   |
| 18 | 共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り        | 過払い                  | 1件      | 52万円    | 28件              | 1,764万円 |
| 20 | 遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り                          | 過払い                  | 1件      | 6万円     | 23件              | 2,283万円 |
| 21 | 遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ                        | 未払い                  | 1件      | 20万円    | 2,140件           | 22.4億円  |
| 22 | 被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り                         | 過払い                  | 0件      | 0円      | 79件              | 580万円   |
| 25 | 平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ        | 未払い                  | 3件      | 764万円   | 29件              | 6,418万円 |
| 27 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い                           | 過払い                  | 0件      | 0円      | 20件              | 1,022万円 |
| 28 | 65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り   | 過払い                  | 3件      | 194万円   | 53件              | 3,775万円 |
| 29 | 旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ                        | 未払い                  | 2件      | 458万円   | 243件             | 12.9億円  |
| 31 | 老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ                     | 未払い                  | 124件    | 1,880万円 | 24,593件          | 20.7億円  |
| 32 | 昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ               | 未払い                  | 10件     | 1,923万円 | 659件             | 7.7億円   |
| 33 | 年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ                           | 未払い                  | 17件     | 1.0億円   | 514件             | 27.6億円  |
| 34 | 二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り                   | 未払い                  | 108件    | 347万円   | 83,115件          | 16.1億円  |
|    |                                                 | 過払い                  | 1,050件  | 750万円   | 3,224件           | 1,491万円 |
| 35 | 老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り          | 未払い                  | 0件      | 0円      | 743件             | 1.3億円   |
| 36 | 旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ            | 未払い                  | 0件      | 0円      | 215件             | 5.3億円   |
| 37 | 昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り | 未払い                  | 3件      | 149万円   | 157件             | 3.0億円   |
|    |                                                 | 過払い                  | 0件      | 0円      | 121件             | 136万円   |
| 38 | 共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り               | 過払い                  | 0件      | 0円      | 3件               | 64万円    |
| 39 | 障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ     | 未払い                  | 1件      | 459万円   | 3件               | 1,266万円 |

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

## ○日本年金機構の令和3年2月分の事務処理誤り一覧(1～15ページ)

|             |          |            |
|-------------|----------|------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... 1P | 整理番号 1～12  |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... 3P | 整理番号 13～16 |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... 4P | 整理番号 17～39 |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... 7P | 整理番号 40～52 |
| 5. 年金給付関係   | ..... 9P | 整理番号 53～98 |

## ○システム事故等一覧(16ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(17～19ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

| 整理番号 | 件名       | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名        | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                             | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|----------|---------|-------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 1    | 資格取得届の誤り | 確認・決定誤り | 福岡    | 福岡広域事務センター  | 2017年<br>4月24日  | 2020年<br>9月2日   | ○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                         | 2名   | なし   | 0         |
| 2    | 資格喪失届の誤り | 確認・決定誤り | 愛知    | 名古屋広域事務センター | 2017年<br>3月2日   | 2020年<br>12月16日 | ○担当部署で確認したところ、資格喪失届を処理する際に喪失原因の確認が不足し、障害認定による後期高齢者医療の資格取得であるため、健康保険のみ資格喪失させるところ、誤って厚生年金も資格喪失させたことにより、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、資格喪失届処理時の喪失原因の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 119,911   |
| 3    |          |         | 愛知    | 名古屋広域事務センター | 2019年<br>6月27日  | 2021年<br>1月18日  | ○担当部署で確認したところ、資格喪失届の確認不足により、資格喪失年月日を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。<br>●担当部署において、資格喪失時の資格喪失年月日の確認を徹底するよう周知しました。                                                                 | 1事業所 | 過徴収  | 875,160   |
| 4    | 算定基礎届の誤り | 確認・決定誤り | 宮城    | 仙台広域事務センター  | 2020年<br>8月4日   | 2020年<br>12月22日 | ○全国健康保険協会から問合せがあり、算定基礎届の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、算定基礎届の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                | 1事業所 | なし   | 0         |
| 5    |          | 入力誤り    | 神奈川   | 事務センター      | 2020年<br>7月21日  | 2021年<br>2月1日   | ○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、誤った報酬月額を入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。<br>●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。                                                 | 1事業所 | 過払い  | 596,734   |
| 6    | 月額変更届の誤り | 入力誤り    | 福島    | 会津若松        | 2016年<br>12月1日  | 2021年<br>2月2日   | ○お客様より問合せがあり、月額変更届の処理時に確認が不足し、変更月について誤った入力をしたため、誤った加入記録をお客様に通知していることが判明しました。<br>●担当者がお客様ににお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、月額変更届の届書の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。                                                                | 1名   | なし   | 0         |
| 7    | 賞与支払届の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉    | 埼玉広域事務センター  | 2020年<br>12月23日 | 2021年<br>1月22日  | ○担当部署で確認したところ、資格喪失者の賞与支払届を処理した際に確認が不足し、資格喪失記録を登録しなかったため、誤った保険料を決定・通知していることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、一旦取消した資格喪失記録の再登録を徹底するよう周知しました。                                                                   | 1事業所 | なし   | 0         |
| 8    |          |         | 本部    | 厚生年金保険部     | 2017年<br>12月1日  | 2018年<br>9月7日   | ○担当部署で確認したところ、資格喪失者の賞与支払届を処理した際に確認が不足し、資格喪失記録を登録しなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、資格喪失記録の再登録を行い、過徴収の保険料は還付しました。<br>●担当部署において、一旦取消した資格喪失記録の再登録を徹底するよう周知しました。                                                    | 1事業所 | 過徴収  | 7,321,554 |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名   | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|------------------|---------|-------|--------|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|
| 9    | 二以上事業所勤務者の誤り     | 確認・決定誤り | 福島    | 会津若松   | 2019年<br>12月27日 | 2020年<br>12月25日 | ○担当部署で確認したところ、賞与支払届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。<br>●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                               | 1事業所 | なし   | 0    |
| 10   |                  | 入力誤り    | 神奈川   | 事務センター | 2020年<br>12月16日 | 2021年<br>1月15日  | ○事業所より問合せがあり、二以上事業所勤務者の資格取得届の処理時に事業所整理記号の確認が不足し、誤って他の事業所の事業所整理記号を入力したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、通知書が送付されていることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した通知書を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。<br>●担当部署において、二以上事業所勤務者の届書の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし   | 0    |
| 11   | 厚生年金適用関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京    | 新宿     | 2020年<br>12月1日  | 2020年<br>12月4日  | ○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。<br>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                 | 2事業所 | なし   | 0    |
| 12   |                  |         | 千葉    | 千葉     | 2021年<br>1月18日  | 2021年<br>1月19日  | ○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を混在して送付していることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。<br>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                              | 2事業所 | なし   | 0    |



## 2. 厚生年金徴収関係

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                      | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|------------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 13   | 厚生年金徴収関係の誤り      | 確認・決定誤り | 東京    | 板橋   | 2020年<br>10月5日  | 2020年<br>11月30日 | ○事業所から問合せがあり、口座振替納付変更申出書の確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。<br>●担当部署において、口座振替納付変更申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | 過徴収  | 705,184 |
| 14   |                  | 説明誤り    | 東京    | 中央   | 2020年<br>4月30日  | 2020年<br>5月7日   | ○事業所から問合せがあり、保険料の徴収状況の確認が不足し、口座振替の停止について事業所へ説明しなかったため、不要な口座振替がされていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、口座振替された保険料は還付しました。<br>●担当部署において、保険料の徴収状況の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。        | 1事業所 | 過徴収  | 391,974 |
| 15   | 厚生年金徴収関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 愛知    | 瀬戸   | 2021年<br>1月14日  | 2021年<br>1月22日  | ○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。<br>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。                                     | 2事業所 | なし   | 0       |
| 16   |                  |         | 大阪    | 大手前  | 2020年<br>10月27日 | 2020年<br>12月22日 |                                                                                                                                                                            | 2事業所 | なし   | 0       |

### 3. 国民年金適用関係

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                     | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|----------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 17   | 国民年金資格取得届の誤り   | 確認・決定誤り | 東京    | 武蔵野  | 2016年<br>10月31日 | 2020年<br>10月2日  | ○市区町村から連絡があり、市区町村において、国民年金資格取得届を受理する際の確認が不足し、誤った資格取得日で受付をしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。<br>●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。                              | 1名   | 未徴収  | 16,260  |
| 18   |                |         | 青森    | むつ   | 1979年<br>9月頃    | 2020年<br>9月25日  | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金資格取得届を受理する際の確認が不足し、誤った資格取得日で受付をしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。<br>●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。                              | 1名   | 未徴収  | 3,300   |
| 19   | 国民年金資格喪失届の誤り   | 確認・決定誤り | 新潟    | 新発田  | 2020年<br>4月10日  | 2020年<br>10月14日 | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、資格記録の確認不足により、本来必要のない国民年金資格喪失届を受理したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。<br>●市区町村に対し、届書を受付する際の資格記録の確認を徹底するよう依頼しました。                    | 1名   | 誤還付  | 114,470 |
| 20   |                | 説明誤り    | 茨城    | 水戸北  | 2021年<br>1月8日   | 2021年<br>1月12日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金資格喪失届の案内をする際、不要な添付書類を案内していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、資格喪失届を案内する際の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。                                                                          | 1名   | なし   | 0       |
| 21   | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 岡山    | 岡山西  | 1989年<br>9月27日  | 2021年<br>1月12日  | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                                                    | 1名   | なし   | 0       |
| 22   |                |         | 高知    | 南国   | 1992年<br>7月17日  | 2020年<br>12月2日  |                                                                                                                                                                                                           | 1名   | なし   | 0       |
| 23   |                |         | 東京    | 上野   | 1986年<br>6月4日   | 2020年<br>11月18日 |                                                                                                                                                                                                           | 1名   | なし   | 0       |
| 24   |                |         | 三重    | 四日市  | 2017年<br>2月13日  | 2020年<br>9月16日  | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、受給権確保に必要な月数を超えた任意加入の喪失年月日を案内していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。              | 1名   | 過徴収  | 244,910 |
| 25   |                |         | 栃木    | 栃木   | 2019年<br>7月19日  | 2020年<br>10月5日  | ○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、受給権が発生しないにもかかわらず、任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過徴収  | 181,290 |

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名       | 発生年月日          | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                                  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|----------------|---------|-------|------------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 26   | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 京都    | 上京         | 2008年<br>2月1日  | 2020年<br>3月24日  | ○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を受付する際の合算対象期間の確認を誤り、本来必要のない任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。          | 1名   | その他  | 487,828   |
| 27   |                |         | 広島    | 広島広域事務センター | 2018年<br>6月1日  | 2021年<br>2月1日   | ○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書进行处理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。                                                  | 1名   | 過徴収  | 50,490    |
| 28   |                | 入力誤り    | 兵庫    | 東灘         | 2017年<br>9月25日 | 2021年<br>2月4日   | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書进行处理する際の確認が不足し、資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、お客様のもとへ一部期間の納付書が届いていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                                                                                     | 1名   | なし   | 0         |
| 29   |                | 説明誤り    | 福岡    | 西福岡        | 2014年<br>3月9日  | 2020年<br>10月29日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。                                                                                           | 1名   | なし   | 0         |
| 30   |                |         | 京都    | 京都西        | 2017年<br>8月頃   | 2020年<br>12月28日 | ○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。                                                                                           | 1名   | なし   | 0         |
| 31   |                |         | 東京    | 武蔵野        | 2013年<br>7月頃   | 2020年<br>10月2日  | ○市区町村から連絡があり、海外転出の際に、任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●担当部署において、海外転出時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。                                                                                  | 1名   | 未徴収  | 1,342,560 |
| 32   |                |         | 福岡    | 小倉北        | 2019年<br>4月26日 | 2020年<br>6月23日  | ○市区町村から連絡があり、市区町村において、国民年金任意加入申出書を受付する際、お客様がクレジットカードによる納付を希望していたため、同時に事由該当申出書を受付しなければならなかったにもかかわらず、事由該当申出書の受付を漏らしたため、お客様の希望する月からの任意加入ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●市区町村に対し、任意加入の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1名   | 未徴収  | 33,620    |
| 33   | 国民年金資格記録の誤り    | 確認・決定誤り | 宮城    | 古川         | 1989年<br>3月7日  | 2021年<br>1月14日  | ○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、資格喪失の取消処理を行った際、納付記録の訂正を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。                                                                                                        | 1名   | 誤還付  | 35,190    |

| 整理番号 | 件名                | 誤り区分       | 都道府県名 | 事務所名       | 発生年月日           | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                            | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額   |
|------|-------------------|------------|-------|------------|-----------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------|
| 34   | 国民年金資格記録の誤り       | 確認・決定誤り    | 本部    | 年金記録企画部    | 2021年<br>1月19日  | 2021年<br>2月4日  | ○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、記録訂正時に国民年金納付書が自動作成される対象であったため、納付書を送付しないよう処理すべきところ、処理が漏れたため、送付する必要がなかったにもかかわらず、納付書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。 | 1名   | なし   | 0      |
| 35   | 国民年金第3号被保険者該当届の誤り | 確認・決定誤り    | 大阪    | 難波         | 2006年<br>3月17日  | 2020年<br>3月26日 | ○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者該当届の処理後、誤って記録を取消していることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                                          | 1名   | なし   | 0      |
| 36   | 国民年金被保険者住所変更届の誤り  | 入力誤り       | 宮城    | 仙台広域事務センター | 2021年<br>1月14日  | 2021年<br>1月20日 | ○年金事務所から連絡があり、住所の変更処理をする際、住所の入力を誤ったため、お客様のもとへ納付書が届いていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                                                        | 1名   | なし   | 0      |
| 37   | 国民年金適用関係届書等の管理誤り  | 受付時の書類管理誤り | 三重    | 四日市        | 2017年<br>11月14日 | 2020年<br>1月29日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金資格取得届の受付処理を行う際の確認が不足し、別の届書の添付書類として受付登録を行ったため、処理がもれていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。                                 | 1名   | なし   | 0      |
| 38   |                   | 未処理・処理遅延   | 大分    | 佐伯         | 2020年<br>5月19日  | 2020年<br>9月29日 | ○お客様から問合せがあり、お客様へ返戻すべき国民年金任意加入申出書を誤って他の書類と一緒に編綴しており、返戻されずその後の処理が行われなかったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●担当部署において、返戻時の確認を徹底するよう周知しました。                | 1名   | 未徴収  | 49,620 |
| 39   |                   |            | 宮城    | 仙台南        | 2019年<br>5月頃    | 2021年<br>2月3日  | ○担当部署で確認したところ、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金資格取得届の進達を漏らしたため、資格取得の処理が行われず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。          | 1名   | 未徴収  | 49,470 |

## 4. 国民年金徴収関係

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分                 | 都道府県名   | 事務所名 | 発生年月日       | 判明年月日       | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                         | 影響範囲                                                                                                                                                                                | 影響区分 | 影響金額    |
|------|-----------------|----------------------|---------|------|-------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|
| 40   | 国民年金付加保険料納付書の誤り | 説明誤り                 | 千葉      | 松戸   | 2020年7月21日  | 2020年8月19日  | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、資格取得届受付時に付加保険料の納付希望及び前納希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付の手続きの案内及び前納の案内が漏れたため、付加保険料の納付及び前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の付加保険料を現金領収しました。<br>●担当部署において、資格取得届受付時における付加保険料の納付希望及び前納の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名                                                                                                                                                                                  | 未徴収  | 400     |
| 41   | 国民年金保険料追納申込書の誤り | 確認・決定誤り              | 福岡      | 八幡   | 2020年10月22日 | 2020年12月2日  | ○事務センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、追納の案内をしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、追納する際の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。                                                        | 1名                                                                                                                                                                                  | 過徴収  | 117,490 |
| 42   |                 |                      | 東京      | 大田   | 2020年5月1日   | 2020年5月18日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理時の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。<br>●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                  | 9名                                                                                                                                                                                  | 未徴収  | 139,500 |
| 43   |                 | 説明誤り                 | 東京      | 江東   | 2020年10月1日  | 2020年11月14日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者において、追納により増額する年金額を案内する際、誤った金額を案内し、誤った案内をもとに追納の申出を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●委託業者に対し、追納案内時の確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。                                             | 1名                                                                                                                                                                                  | 過徴収  | 30,380  |
| 44   |                 | 国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り | 確認・決定誤り | 広島   | 広島広域事務センター  | 2020年4月15日  | 2021年1月21日                                                                                                                                                                                                                                    | ○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。                                      | 1名   | なし      |
| 45   | 青森              |                      |         | 弘前   | 1987年12月12日 | 2020年12月1日  | ○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。                                                             | 1名                                                                                                                                                                                  | 過徴収  | 469,560 |
| 46   | 岡山              |                      |         | 高梁   | 1986年7月9日   | 2020年11月18日 | ○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、付加保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の付加保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。                                                         | 1名                                                                                                                                                                                  | 過徴収  | 459,720 |
| 47   | 説明誤り            |                      |         | 埼玉   | 越谷          | 2015年8月31日  | 2020年10月16日                                                                                                                                                                                                                                   | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除該当者であるにもかかわらず、法定免除の案内を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名   | 過徴収     |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分       | 都道府県名 | 事務所名           | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                          | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額   |
|------|------------------|------------|-------|----------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------|
| 48   | 国民年金保険料納付書の誤り    | 確認・決定誤り    | 長崎    | 諫早             | 2020年<br>4月1日   | 2020年<br>12月2日  | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納希望の旨を年金事務所へ連絡していなかったため、前納納付書が作成されず、お客様の希望する月からの前納できなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、前納希望の場合、年金事務所へ連絡することを徹底するよう依頼しました。 | 1名   | なし   | 0      |
| 49   |                  | 通知書等の作成誤り  | 大阪    | 堀江             | 2019年<br>6月25日  | 2021年<br>1月21日  | ○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、納付書の印刷に不備があり、納付が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。                                               | 1名   | 未徴収  | 15,280 |
| 50   |                  | 説明誤り       | 北海道   | 札幌東            | 2020年<br>10月16日 | 2020年<br>11月16日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納可能期間の説明を誤ったため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、前納可能期間の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。                                 | 1名   | なし   | 0      |
| 51   | 国民年金徴収関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信    | 大阪    | 堺西             | 2021年<br>1月18日  | 2021年<br>1月20日  | ○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金追納納付書を発送する際に、他のお客様の追納申込承認通知書が混在していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した追納申込承認通知書を回収しました。<br>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。                             | 2名   | なし   | 0      |
| 52   | 国民年金徴収関係届書等の管理誤り | 受付時の書類管理誤り | 東京    | 東京広域<br>事務センター | 2020年<br>7月20日  | 2020年<br>11月11日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付処理を行う際、確認が不足し、添付書類の受付登録を漏らしたため、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、受付登録を行う際、確認を徹底するよう周知しました。                              | 1名   | なし   | 0      |

## 5. 年金給付関係

| 整理番号 | 件名                  | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名        | 発生年月日           | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                           | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|---------------------|---------|-------|-------------|-----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 53   | 老齢年金の受給要件等の誤り       | 確認・決定誤り | 北海道   | 砂川          | 1999年<br>6月10日  | 2020年<br>6月2日  | ○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。                | 1名   | 未払い  | 7,050     |
| 54   |                     |         | 東京    | 杉並          | 1983年<br>2月3日   | 2020年<br>6月9日  | ○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。                    | 1名   | 未払い  | 1,996,356 |
| 55   |                     |         | 神奈川   | 横浜南         | 1994年<br>4月7日   | 2019年<br>5月13日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。                   | 1名   | 過払い  | 536,286   |
| 56   | 老齢年金の共済組合期間の誤り      | 入力誤り    | 愛知    | 名古屋広域事務センター | 2018年<br>7月5日   | 2020年<br>8月19日 | ○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。    | 1名   | 過払い  | 8,958     |
| 57   | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 大阪    | 枚方          | 1992年<br>2月20日  | 2020年<br>6月1日  | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、旧法通算老齢年金決定時に厚生年金の被保険者種別を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。       | 1名   | 未払い  | 2,595,204 |
| 58   |                     |         | 愛知    | 中村          | 1998年<br>11月19日 | 2020年<br>6月15日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                         | 1名   | 未払い  | 31,571    |
| 59   |                     |         | 愛知    | 刈谷          | 1982年<br>10月1日  | 2020年<br>3月5日  | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金保険の第四種被保険者期間について本来より低い標準報酬月額で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 22,368    |
| 60   |                     |         | 鹿児島   | 鹿児島北        | 1997年<br>10月23日 | 2019年<br>3月26日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に誤った国民年金被保険者記録を登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。               | 1名   | 未払い  | 56,990    |

| 整理番号 | 件名                      | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名           | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                         | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|-------------------------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 61   | 老齢年金の国民年金<br>や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 東京    | 葛飾             | 1997年<br>7月17日  | 2020年<br>6月22日  | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から未納であった期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                       | 1名   | 過払い  | 40,830    |
| 62   |                         |         | 山梨    | 大月             | 2004年<br>1月16日  | 2020年<br>2月14日  | ○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                           | 1名   | 過払い  | 26,537    |
| 63   | 老齢年金の繰下げの誤り             | 確認・決定誤り | 愛知    | 豊橋             | 2020年<br>10月23日 | 2020年<br>12月18日 | ○機構本部から連絡があり、繰下げ可能な時期の確認を誤り、遺族年金の受給権発生日とすべきところを、繰下げ請求書受付日で繰下げ支給の年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、繰下げ支給の老齢年金を決定する際は、遺族年金の発生状況の確認を徹底するよう周知しました。          | 1名   | 未払い  | 44,461    |
| 64   |                         |         | 大阪    | 天王寺            | 2020年<br>10月15日 | 2020年<br>12月10日 | ○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を70歳から繰下げ受給することを希望しているにもかかわらず、年金請求書の記載内容の確認を誤ったことから、70歳到達前の時点で繰下げ支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時には繰下げ時期の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過払い  | 39,627    |
| 65   |                         | 説明誤り    | 千葉    | 千葉             | 2020年<br>3月17日  | 2020年<br>7月27日  | ○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて繰下げ請求の日を誤って説明したことから、お客様が希望する繰下げ請求の日とは異なる繰下げ請求の日で年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●街角の年金相談センターにおいて、年金見込額説明時の確認を徹底するよう周知しました。             | 1名   | 未払い  | 2,040,140 |
| 66   | 障害年金の受給要件<br>等の誤り       | 確認・決定誤り | 埼玉    | 埼玉広域<br>事務センター | 2017年<br>9月頃    | 2017年<br>10月5日  | ○担当部署において確認したところ、所得状況連名簿の事務処理手順の確認不足から、所得状況届の入力を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、所得状況連名簿の事務処理手順を再確認しました。                                                  | 30名  | 未払い  | 4,383,555 |
| 67   |                         | 入力誤り    | 本部    | 障害<br>年金センター   | 2020年<br>11月19日 | 2020年<br>12月23日 | ○担当部署において確認したところ、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が障害基礎年金決定時に子の入力を漏らし、子の加算額が加算されていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様に文書でお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。<br>●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。              | 1名   | なし   | 0         |



| 整理番号 | 件名         | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名         | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|------------|---------|-------|--------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 68   | 配偶者情報の登録誤り | 確認・決定誤り | 佐賀    | 佐賀           | 2012年<br>7月頃    | 2020年<br>8月26日  | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、配偶者情報の登録を正しく行わなかったため振替加算の加算が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に配偶者情報の確認を徹底するよう周知しました。                            | 1名   | 未払い  | 823,114 |
| 69   | 再裁定の誤り     | 確認・決定誤り | 新潟    | 柏崎           | 1994年<br>5月12日  | 2020年<br>8月6日   | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で年金の再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、再裁定処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                    | 1名   | 未払い  | 124,986 |
| 70   |            |         | 大阪    | 堺東           | 1999年<br>6月10日  | 2018年<br>11月13日 |                                                                                                                                                                                                                         | 1名   | 未払い  | 150,860 |
| 71   |            |         | 兵庫    | 尼崎           | 2009年<br>11月17日 | 2019年<br>4月4日   | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金記録が新たに判明したことにより老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。               | 1名   | 未払い  | 53,671  |
| 72   | 年金選択の誤り    | 確認・決定誤り | 本部    | 中央<br>年金センター | 2014年<br>5月13日  | 2020年<br>11月6日  | ○担当部署において確認したところ、旧船員保険法の職務上の障害年金と老齢年金を受給している方の年金選択の処理を誤ったため、支給すべき老齢年金が全額支給停止となり、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の方法について再確認しました。        | 1名   | 未払い  | 512,575 |
| 73   |            |         | 本部    | 中央<br>年金センター | 2011年<br>1月17日  | 2020年<br>7月2日   | ○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、誤った支給停止解除年月日で老齢厚生年金の支給停止解除を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                | 1名   | 未払い  | 231,798 |
| 74   |            |         | 福島    | 会津若松         | 2007年<br>9月25日  | 2018年<br>2月19日  | ○機構本部から連絡があり、旧厚生年金保険法の老齢年金と遺族厚生年金・遺族共済年金を受給している方の年金選択の処理を誤ったため、一部支給停止すべき老齢年金が全額支給となり、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の方法について再確認しました。      | 1名   | 過払い  | 835,393 |
| 75   |            |         | 宮城    | 仙台東          | 2019年<br>9月11日  | 2020年<br>6月22日  | ○担当部署において確認したところ、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名   | 過払い  | 65,063  |

| 整理番号 | 件名       | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名         | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                    | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|----------|---------|-------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 76   | 年金選択の誤り  | 説明誤り    | 長野    | 小諸           | 2017年<br>7月7日   | 2018年<br>9月18日  | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向とは異なる年金選択方法を記載した年金受給選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。       | 1名   | 未払い  | 886,950   |
| 77   |          |         | 福岡    | 南福岡          | 2020年<br>1月14日  | 2021年<br>1月25日  | ○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が不要な年金受給選択申出書の案内を行っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                                                                                       | 1名   | なし   | 0         |
| 78   | 未支給年金の誤り | 入力誤り    | 本部    | 中央<br>年金センター | 2020年<br>10月19日 | 2021年<br>1月6日   | ○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                            | 1名   | 未払い  | 53,995    |
| 79   | 脱退手当金の誤り | 確認・決定誤り | 群馬    | 前橋           | 1964年<br>6月10日  | 2020年<br>11月25日 | ○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                            | 1名   | 未払い  | 326       |
| 80   |          |         | 大分    | 佐伯           | 1969年<br>4月12日  | 2019年<br>10月3日  | ○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                              | 1名   | 未払い  | 5,406     |
| 81   | 振替加算の誤り  | 説明誤り    | 長野    | 長野北          | 2007年<br>6月1日   | 2020年<br>6月5日   | ○機構本部から連絡があり、振替加算のために加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、年金相談時の確認不足から加算開始事由該当届の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。  | 1名   | 未払い  | 1,999,991 |
| 82   | 寡婦年金の誤り  | 説明誤り    | 東京    | 葛飾           | 2002年<br>9月25日  | 2020年<br>6月17日  | ○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に寡婦年金の支給要件の確認が不足したことから、寡婦年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。寡婦年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 973,808   |

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名       | 発生年月日       | 判明年月日       | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                          | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|-----------------|---------|-------|------------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 83   | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 確認・決定誤り | 宮城    | 仙台広域事務センター | 2020年11月1日  | 2020年12月15日 | ○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理不要としたため、年金振込先口座の変更処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                                           | 1名   | 未払い  | 97,716    |
| 84   |                 |         | 本部    | 障害年金センター   | 2020年11月26日 | 2021年1月15日  | ○担当部署において確認したところ、委託業者による年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名   | 未払い  | 503,298   |
| 85   |                 |         | 徳島    | 阿波半田       | 2020年9月30日  | 2021年2月3日   | ○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。                                                            | 1名   | 未払い  | 4,913,423 |
| 86   |                 |         | 山口    | 萩          | 2020年10月29日 | 2020年12月17日 | ○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。                                                         | 1名   | 未払い  | 123,326   |
| 87   |                 | 入力誤り    | 大阪    | 大阪広域事務センター | 2015年10月29日 | 2020年12月16日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。                    | 1名   | 未払い  | 96,299    |
| 88   |                 |         | 本部    | 障害年金センター   | 2020年11月5日  | 2021年1月15日  |                                                                                                                                                                                                                                                | 1名   | 未払い  | 236,636   |
| 89   | 年金生活者支援給付金の誤り   | 説明誤り    | 大分    | 別府         | 2019年10月11日 | 2020年9月11日  | ○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足から、年金選択申出書を提出する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。<br>●街角の年金相談センターにおいて、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。                            | 1名   | 未払い  | 45,000    |

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分     | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                     | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|----------------|----------|-------|------|-----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 90   | 記録訂正の誤り        | 確認・決定誤り  | 静岡    | 島田   | 2012年<br>7月5日   | 2019年<br>4月11日 | ○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録統合処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過払い  | 710,245 |
| 91   | 年金見込額の誤り       | 説明誤り     | 沖縄    | 那覇   | 2019年<br>5月15日  | 2019年<br>8月13日 | ○年金相談時の記録確認により、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                                          | 1名   | なし   | 0       |
| 92   | 年金給付関係通知書等の誤送付 | 誤送付・誤送信  | 埼玉    | 浦和   | 2020年<br>8月3日   | 2020年<br>8月7日  | ○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき住所変更届を誤って送付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、本来送付すべきお客様に住所変更届を送付しました。<br>●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。                                      | 2名   | なし   | 0       |
| 93   | 年金給付関係書類の交付誤り  | 誤送付・誤送信  | 山梨    | 甲府   | 2021年<br>2月10日  | 2021年<br>2月19日 | ○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の受給権者支払記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者支払記録回答票を回収し、正しい受給権者支払記録回答票を交付しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。        | 2名   | なし   | 0       |
| 94   |                |          | 新潟    | 新潟東  | 2021年<br>2月12日  | 2021年<br>2月15日 | ○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様の受付控を誤って交付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。<br>●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。                                          | 2名   | なし   | 0       |
| 95   |                |          | 京都    | 下京   | 2021年<br>1月13日  | 2021年<br>1月14日 |                                                                                                                                                                                           | 2名   | なし   | 0       |
| 96   |                |          | 高知    | 幡多   | 2021年<br>1月19日  | 2021年<br>1月19日 | ○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。              | 2名   | なし   | 0       |
| 97   | 年金給付関係書類の管理誤り  | 未処理・処理遅延 | 東京    | 葛飾   | 2019年<br>10月29日 | 2020年<br>9月18日 | ○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、共済組合等加入記録照会申出書を未処理のままとしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録整備を行い、お客様に整備後の記録について文書を送付しました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                 | 1名   | なし   | 0       |

| 整理番号 | 件名                | 誤り区分     | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日         | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                      | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|-------------------|----------|-------|------|----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 98   | 年金給付関係書類の<br>管理誤り | 未処理・処理遅延 | 京都    | 舞鶴   | 2019年<br>8月23日 | 2020年<br>9月4日 | <p>○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、年金受給選択申出書等を未処理のままとしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給選択申出書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p> | 1名   | 未払い  | 1,953,710 |

## システム事故等一覧

| 項番 | 件名                        | 発生年月日     | 判明年月日     | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 影響範囲   | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|----|---------------------------|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|----------------|
| 1  | 国民年金保険料継続免除<br>処理に係る引継ぎ漏れ | 2020年7月1日 | 2020年7月8日 | <p>○国民年金保険料の全額免除等が承認された方で、次年度以降も引き続き全額免除等の審査を希望する方については、継続免除対象者として、毎年7月以降順次、審査を行っています。</p> <p>○令和2年度の審査の過程において、継続免除対象者の一部がシステムの引き継がれていなかったことにより、審査が行われていなかったことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、審査を行い、審査が完了次第審査結果を通知しました。</p> <p>●継続免除の審査処理の仕様について同様の事象が生じないようシステム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の防止を図ることとしました。</p> | 3,808名 | なし   | 0円             |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

| 項番 | 事象                                    | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 振替加算の支給漏れ                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構と共済組合との間の情報連携不足</li> <li>・システム処理に起因するもの</li> <li>・機構における事務処理誤り</li> <li>・お客様からの届出漏れ</li> </ul> </li> <li>※平成29年9月公表済みのものと同種の事案</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 2  | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul> |
| 3  | 旧船員保険法の戦時加算の加算誤り                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 4  | 旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                                           |
| 6  | 旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>      |
| 9  | 昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り | <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                  |
| 10 | オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                  |
| 11 | 配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                         |
| 12 | 国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>                                                            |
| 13 | 旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |

| 項番 | 事象                                            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り         | <p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</p> <p>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</p>                   |
| 17 | 旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り       | <p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>                                                                               |
| 18 | 共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り      | <p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「三共済」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p> |
| 20 | 遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り                        | <p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>                                                                                                 |
| 21 | 遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ                      | <p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>                                                       |
| 22 | 被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り                       | <p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>                                                                                    |
| 25 | 平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ      | <p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>                                                                                                                                                          |
| 27 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い                         | <p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>                                                           |
| 28 | 65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り | <p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 29 | 旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ                      | <p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>                                                                                                |



| 項番 | 事象                                              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31 | 老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ                     | ○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。<br>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いが生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 32 | 昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ               | ○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)<br>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。<br>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 33 | 年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ                           | ○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。<br>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。<br>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いが生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 35 | 老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り          | ○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。<br>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。<br>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いが生じていた。                                                                                                                                                               |
| 36 | 旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ            | ○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。<br>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いが生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 37 | 昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り | ○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。<br>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。<br>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。                                                                       |
| 38 | 共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り               | ○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。<br>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。<br>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。<br>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。<br>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。 |
| 39 | 障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ     | ○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。<br>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。<br>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。<br>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。                                                                                                                                                                                                                     |

※夫と妻が逆の場合も同様です。